

第1回滋賀県建築物石綿対策懇話会における御意見等

会議名称：第1回滋賀県建築物石綿対策懇話会  
開催日時：令和3年8月20日 13時30分～15時30分  
開催場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室

(御意見等詳細)

(凡例：意見(・)、回答(→))

1. 周知啓発に関するもの

- ・建設現場において、特に石綿(アスベスト)を扱ったことがない若い世代は危機感がない、若い世代への周知が大事。
- ・解体・建設事業者への周知はされているが、設計業者にも周知が必要である。
- ・県のホームページは、環境省のわかりやすい説明動画などの情報が掲載されておりわかりやすくなった。
- ・コロナで中止されたと聞いたが、県主催で法改正に関する説明会をリモートでも良いので開催して欲しい。

2. 事前調査を行う有資格者(建築物石綿含有建材調査者)に関するもの

- ・有資格者を増やす取り組みが必要である。
- ・解体工事業者のうち中規模事業者は、資格取得の動きは早い、小規模事業者ではそれほど重要視されていないようである。
- ・資格の講習会を県内でも開催し、数を増やした方が良いのではないか。
- ・資格の講習会について、県主導でできることはないか。  
→資格講習は国の制度であり、県としては、建設業協会等の各団体と登録講習機関の橋渡しは可能ではないかと思われる。  
→滋賀労働局では、今年度中に建設業労働災害防止協会滋賀県支部において、資格講習会を開始いただくこととなっているが、さらにもっと開催して欲しいと考え、他の団体にも働きかけしているところ。
- ・有資格者の現場での診断能力を担保できるよう講習レベルにも工夫が必要ではないか。

3. その他に関するもの

- ・建設分野は、電子化が進んでいないと言われているが、業界として電子報告システムに対応できる見通しは立っているか。  
→電子報告システム(電子化への対応)について、小規模事業者は対応が難しいのではないか。

- 公共工事においても、設計段階で石綿事前調査の経費が十分に見込まれていない場合がある。  
→公共工事の担当者も法改正の内容について勉強する必要がある。
- レベル1の吹付材については、過去に一通り調べられたことになっているが、今になっても見つかることがある。（解体等だけでなく、）使用中の建物中の石綿含有建材に対するばく露対策も重要。

(まとめ)

- 次回の主な論点は次の2項目となりました。
  - 新制度の効果的な周知とその対応策
  - 有資格者の増加に向けた対応策